第十四条の二の八の見出しを「（開示の実施に関して開示請求者が申し出る事項）」に改め、同条第一号中「求める開示」を「開示請求者が求める開示」に改め、同条第二号中「開示決定」を「法第十九条の十六第十一項の規定による決定」に改め、同条第三号中「実施」の下に「（次号に規定する場合を除く。）」を加え、同条第四号中「写しの送付の方法による」を削り、「開示の実施」を「送付」に改め、同条を第二十二条とする。

第十四条の二の七の見出しを「（少額領収書等の写しに係る開示通知に記載すべき事項）」に改め、同条第一号中「第十九条の十六第十一項の規定による決定」を「第十九条の十六第四項に規定する開示請求者」に、「開示決定」を「開示請求者」に、「に係る少額領収書等の写しについて求める」を「が求める」に改め、同条第四号中「写しの送付の方法による」を削り、「開示を実施する」を「送付を求めることができる旨並びにその」に改め、同条を第二十一条とする。

第十四条の二の六の見出しを「（提出期間延長に係る文書に記載すべき事項）」に改め、同条中「次に掲げる」を「同条第五項の規定による命令があつた日のほか、次の各号に掲げる区分に応じ当該各号に定める」に改め、同条各号を次のように改める。

一　前条第一項第一号に掲げる事由に該当するとき　公職の候補者の氏名及び選挙の種類

二　前条第一項第二号に掲げる事由に該当するとき　提出期間を延長しなければならない正当な事由

三　特別な事情があるとき　当該特別な事情

第十四条の二の六を第二十条とする。

第十四条の二の五の見出しを「（少額領収書等の写しに係る提出期間の延長）」に改め、同条中「相当の期間」の下に「（次項において「相当の期間」という。）」を加え、「次の各号に」を「次に」に、「ときについて、それぞれ」を「事由のいずれかに該当する場合において、」に改め、同条各号を次のように改める。

一　法第十九条の十六第六項に規定する期間（以下この条及び次条において「提出期間」という。）が、当該国会議員関係政治団体の法第十九条の七第一項各号に規定する公職の候補者に係る選挙の期日の公示又は告示の日から当該選挙の期日までの期間にかかるとき。

二　法第十九条の十六第五項の規定による命令に係る少額領収書等の写しが著しく大量であるため当該国会議員関係政治団体の事務の遂行に著しい支障が生じるおそれがあるときその他の提出期間を延長することにつき正当な事由があると認められるとき。

第十四条の二の五に次の一項を加える。

2　前項の規定にかかわらず、法第十九条の十六第五項の規定による命令があつた日から五十日以内に全ての少額領収書等の写しを提出することが事務処理上困難な特別な事情（次条において「特別な事情」という。）があるときには、相当の期間は、三十一日以上六十日を超えない範囲内において当該少額領収書等の写しの全てを提出するため必要な最小限度の期間とする。

第十四条の二の五を第十九条とする。

第十四条の二の四を次のように改める。

（少額領収書等の写しの提出方法）

**第十四条の二の四**　第九条第四項及び第五項の規定は、法第十九条の十六第六項の規定により提出する少額領収書等の写しについて準用する。この場合において、第九条第五項中「支出目的書は」とあるのは、「支出目的書は、これらの書面に係る支出がされた年を単位とし、かつ」と読み替えるものとする。

第十四条の二の四を第十八条とする。

第十四条の二の三の見出しを「（政治資金監査を行うことができない者）」に改め、同条中「次の各号に」を「次に」に改め、同条第一号中「代表者」を「国会議員関係政治団体の代表者」に改め、同条第二号中「役職員」を「国会議員関係政治団体の役職員」に改め、同条を第十七条とする。

第十四条の二の二の見出しを「（政治資金監査報告書の様式）」に改め、同条中「第十九条の十三第三項に規定する」を「第十九条の十三第三項の」に、「別記第十二号様式の四」を「別記第二十九号様式」に改め、同条を第十六条とする。

第十四条の二中「及び第二項」を削り、「それぞれ別記第十二号様式の二及び別記第十二号様式の三」を「別記第二十七号様式」に改め、同条に次の一項を加える。

2　法第十九条の八第二項に規定する文書は、別記第二十八号様式によるものとする。

第十四条の二を第十五条とし、同条の前に次の章名を付する。

## 第三章　国会議員関係政治団体に関する特例等

本則に次の一章を加える。

## 第六章　補則

（民間事業者等が作成を行う書面の電磁的記録による作成）

**第四十条**　民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成十六年法律第百四十九号。以下この条及び次条において「電子文書法」という。）第四条第一項の主務省令で定める作成（電子文書法第二条第六号に掲げる作成をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項、第七条第一項、第十四条第一項（第十七条第四項において準用する場合を含む。）又は第十九条の十四の規定による提出又は届出（次条第一項において「法第六条第二項等の規定による提出等」という。）を電子情報処理組織（法第十九条の十五に規定する電子情報処理組織をいう。次条第一項において同じ。）を使用して行う場合における次に掲げる文書の作成とする。

一　令第五条第二号に規定する承諾書及び宣誓書

二　令第五条第六号イに定める文書

三　法第十四条第一項に規定する監査意見を記載した書面

四　読替え後の令第五条第四号に規定する書面

五　読替え後の令第五条第四号に規定する政党の証明書

六　法第十九条の八第一項に規定する文書

七　法第十九条の八第二項に規定する文書

八　法第十九条の十三第三項の政治資金監査報告書

2　電子文書法第四条第一項の規定による前項各号に掲げる文書の作成は、当該作成を行う民間事業者等（電子文書法第二条第一号に規定する民間事業者等をいう。次条第二項において同じ。）の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法又は磁気ディスクその他これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもつて調製する方法により行わなければならない。

3　前項の場合における電子文書法第四条第三項に規定する氏名又は名称を明らかにする措置であつて主務省令で定めるものは、同項の署名等をすべき者による電子署名（総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十五年総務省令第四十八号）第八条第一項に規定する電子署名をいう。）とする。

（民間事業者等が交付等を行う書面の電磁的記録による交付等）

**第四十一条**　電子文書法第六条第一項の主務省令で定める交付等（電子文書法第二条第九号に規定する交付等をいう。以下この条において同じ。）は、法第六条第二項等の規定による提出等を電子情報処理組織を使用して行う場合における前条第一項各号に掲げる文書の交付等とする。

2　電子文書法第六条第一項の規定による前項に規定する文書の交付等は、電子文書法第四条及び前条の規定により作成された当該文書に係る電磁的記録に記録されている事項を当該作成を行つた民間事業者等の使用に係る電子計算機と交付等の相手方の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法により行わなければならない。

3　前項に規定する方法は、交付等の相手方がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものでなければならない。